

（仮称）新宿駅周辺地域における路上飲酒の制限等に関する条例 の制定に向けたパブリック・コメント ～皆様のご意見をお聴かせください～

新宿区では、新宿駅周辺地域において路上飲酒を制限し、並びに迷惑行為及び来街者の過度な集中による事故等を防止することにより、新宿駅周辺地域の安全で秩序ある環境を確保することを目的とした「（仮称）新宿駅周辺地域における路上飲酒の制限等に関する条例」を制定する予定です。

この条例の骨子（案）につきまして、下記のとおり、パブリック・コメントを実施し、広く区民の皆様からのご意見を募集します。

ご意見に対する区の考え方は、新宿区ホームページで後日公表します。

記

【実施期間】

令和6年3月5日（火）から令和6年3月29日（金）まで

【意見を提出できる方】

- ① 区内に住所のある方
- ② 区内に事務所又は事業所がある方（法人、団体も可）
- ③ 区内の事務所又は事業所に勤務する方
- ④ 区内の学校に在学する方
- ⑤ その他条例に直接的な利害関係があると認められる方

【資料の閲覧及び配付場所】

危機管理課、防災センター、区政情報課、区政情報センター、特別出張所、区立図書館

◆ 新宿区ホームページでもご覧いただけます。

https://www.city.shinjuku.lg.jp/anzen/kikikanri01_000001_00152.html



【意見の提出方法】

意見用紙（上記の閲覧場所にて配付）に必要な事項を記入の上、郵送・ファックス、窓口持参によりご提出ください。（新宿区ホームページからもご意見をお寄せいただけます。）

※意見を提出する際は必ず、住所、氏名をご記入ください。なお、ご意見に対する区の考え方を公表する際には、名前など個人が特定できる情報は公開いたしません。

【提出先】

新宿区危機管理担当部危機管理課危機管理係

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 新宿区役所本庁舎4階

電話 03（5273）3532 FAX 03（3209）4069



新宿区 パブリック・コメント 意見用紙

(仮称)新宿駅周辺地域における路上飲酒の制限等に関する条例 骨子(案) についてご意見をお寄せください

受付期間	令和6年3月5日(火)から令和6年3月29日(金)まで(必着)	
受付方法	この意見用紙にご意見をお書きいただき、氏名・住所を記入してください。新宿区に在勤・在学の方は、勤務先・学校名を記入し、また、在住・在勤・在学以外の方は、本案件に対する利害関係についても記入のうえ、下記の提出先へ郵送・FAXまたは直接窓口にお持ちください。本案件の閲覧場所においても取次ぎしません。また、この用紙以外でも上記の記入事項を満たしていればお受けします。新宿区のホームページからもお受けします。	
《ご意見》	(記入日 年 月 日)	
ご意見をいただく方の 氏名・住所等		受付印(区使用欄)
氏 名	いずれかに○をつけてください	
	在住・在勤・在学・その他	
住 所 または事業所・学校等の 名称 及び 所在地		
<small>新宿区に在住・在勤・在学以外の方は、本案件に対する直接の利害関係について具体的に記入してください。</small>		

※ お書きいただいた氏名等の個人情報は、公表いたしません。また、意見公募(本案件)以外の目的には使用いたしません。

【提出先】

お問合せ・郵送・直接提出	ファックス(FAX)	新宿区ホームページ
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 新宿区 危機管理担当部 危機管理課 (新宿区役所 本庁舎 4階) 03-3209-1111(代表) 03-5273-3532(直通)	03-3209-4069	https://www.city.shinjuku.lg.jp/